

インターネットの円滑な IPv6 移行に関する調査研究会 運営方針（案）

1 研究会の構成

- (1) 調査研究会は、開催要綱に定める構成員により構成する。
- (2) 調査研究会は、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、構成員の互選により定める。
- (4) 座長は、本会の構成員の中から座長代理を指名する。

2 研究会の運営

- (1) 座長は、調査研究会の議事を掌握する。
- (2) 調査研究会の会議は、座長が招集する。
- (3) 座長は、調査研究会の会議を招集するときは、構成員に予め日時、場所及び議題を通知する。
- (4) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、研究会に、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (6) 座長は、調査研究会の議論を促進するため、ワーキンググループ（WG）を設置することができる。
- (7) その他、調査研究会の運営については、座長が定めるところによる。

3 WGの構成

- (1) WGは、座長から指名された者により構成する。
- (2) WGは、主査を置く。
- (3) 主査は、座長から指名された者がこれに当たる。

4 WGの運営

- (1) 主査は、WGの議事を掌握する。
- (2) WGの会議は、主査が招集する。
- (3) 主査は、WGの会議を招集するときは、構成員に予め日時、場所及び議題を通知する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、WGに、必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (5) その他、WGの運営については、主査が定めるところによる。